

平成 23 年度新規事業
家賃助成事業要項

特定非営利活動法人
まちづくり機構ユマニテさが

1 事業の概要

(1) 事業の趣旨

佐賀市中心市街地活性化基本計画に規定されている区域内において、意欲旺盛な事業者の新規参入を促進し、波及効果が期待できる店舗やコミュニティ施設等の集積を図り、中心市街地の活性化を推進する。

(2) 事業の内容

中心市街地の活性化に向けてエリア内の空き店舗、或いは空き集合店舗等を活用して事業を行う資質要件を満たす事業者に対して、次の通り家賃の一部を助成する。

助成対象経費	家賃（共益費等は除く）
助成額	賃貸契約書に明記された対象経費の1/2以内の額で最大10万円の12ヶ月分。
助成方法	1) 月次決算の報告及び打合わせ後に決定された家賃助成金額を直接大家等に当機構より振り込む。 例：4月分の月次決算→5月6日に報告及び打合わせ →5月末に6月分の助成金額を振り込む * 月次報告が無い場合及び事業継続の意欲が認められない場合は翌月以降の家賃の助成を停止する。 2) 助成は助成開始月から12ヶ月とする。敷金は本人負担とする。契約時における前払い家賃及び翌々月の家賃は本人が全額負担する

2 募集店舗

中心市街地に居住する人々の日常の買物行動の利便性向上や人々のコミュニケーションの活性化に寄与する店舗（事務所・倉庫は除く）

【具体例】衣料品店、食料品店、日用品店、飲食店、趣味の店、専門店、各種教室、コミュニティ施設等

3 出店資格等

応募資格は次の全ての要件を満たす個人又は法人。

- (1) 佐賀市中心市街地活性化基本計画に規定されている区域内空き店舗を活用し、出店する者であること。

- (2) 別途指定する日までに、オープンが可能な者であること。
- (3) 営業時間に昼間の時間が含まれていること。(店休日以外)
- (4) 国税及び地方税のほか、義務付けられている税を滞納していないこと。
- (5) 成年被後見人、被保佐人、若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更正手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 公序良俗に反する企業又は団体及びその組織員でないこと。
- (8) 既に佐賀市中心市街地活性化基本計画区域内に出店している者で、対象エリア内の空き店舗に移転及び2店舗目以上の店舗を出店しようとする者でないこと。

4 採択までの手続き

- (1) 必要書類の提出期限
機構が指定する期日
 - (2) 提出場所
〒840-0826 佐賀市白山二丁目7番1号
特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが エスプラッツ2F
(原則として、窓口での受付となります。郵送による提出をご希望の方は、機構事務局までご連絡ください。)
 - (3) 提出書類
 - ① 事業(出店)計画書
 - ② 必要資金の調達計画書
 - ③ 販売計画書
 - ④ 添付書類
 - (法人の場合)
 - ・会社概要
 - ・定款及び法人登記事項証明書
 - (個人の場合)
 - ・経営者の略歴(履歴書)
 - ・住民票
 - (共通)
 - ・過去3年分の税務申告書の写し
 - ・過去3年分の市税納税証明書(国保税を含む)
(佐賀市外の場合は現住所地市町村のもの)
- ※ 住民票、法人登記事項証明書及び市税納税証明書においては

何れも3ヶ月以内に発行したもの
(その他)

- ・貸借契約書の写し又は仮契約書の写し等（原本を持参のこと）
- ・許認可、資格等の確認書類（業種により必要な場合のみ）
- ・事業内容が分かる資料

(4) 提出部数

原本とその写し2部。A4サイズで提出。

(5) 留意事項

提出された書類については、個人情報に関することを除き公開されることがあります。なお、提出された書類は返却できません。

5 採択決定について

出店者の選考は以下の点を考慮し、機構の理事3名以上が参加する審査会の議決に基づき、理事長が決定する。

(1) 選考にあたっての視点

- ① 顧客の絞込みやニーズへ対応する指針が明確であるか。
- ② 顧客や周辺商店へ好ましい影響が期待できるか。
- ③ 当該店舗がどれだけの集客力があるか。
- ④ 顧客と共に発展し事業が継続できるか。
- ⑤ 経営者としての資質や意欲があるか。
- ⑥ 確実に予定工期を守れるか。

6 採択決定後の手続きについて

(1) 機構との契約について

採択が決定した応募者は、決定通知を受けた日から10日以内に当機構と契約を締結すること。

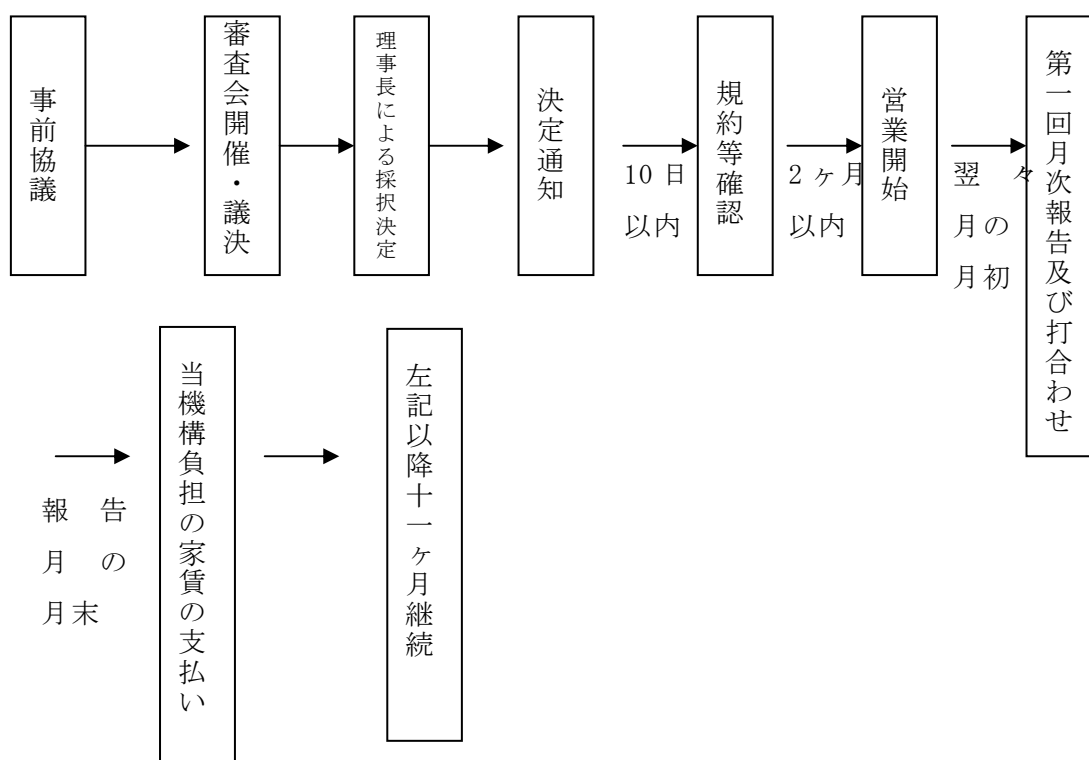
(2) 提出書類

- ① 事業（出店）計画書
- ② 必要資金の調達計画書
- ③ 販売計画書
- ④ その他添付書類
 - ・貸借契約書の写し又は仮契約書の写し等（原本を持参のこと）
 - ・許認可、資格等の確認書類（業種により必要な場合のみ）
 - ・事業内容が分かる資料

※上記提出書類は、事前に提出した内容に変更がある場合。

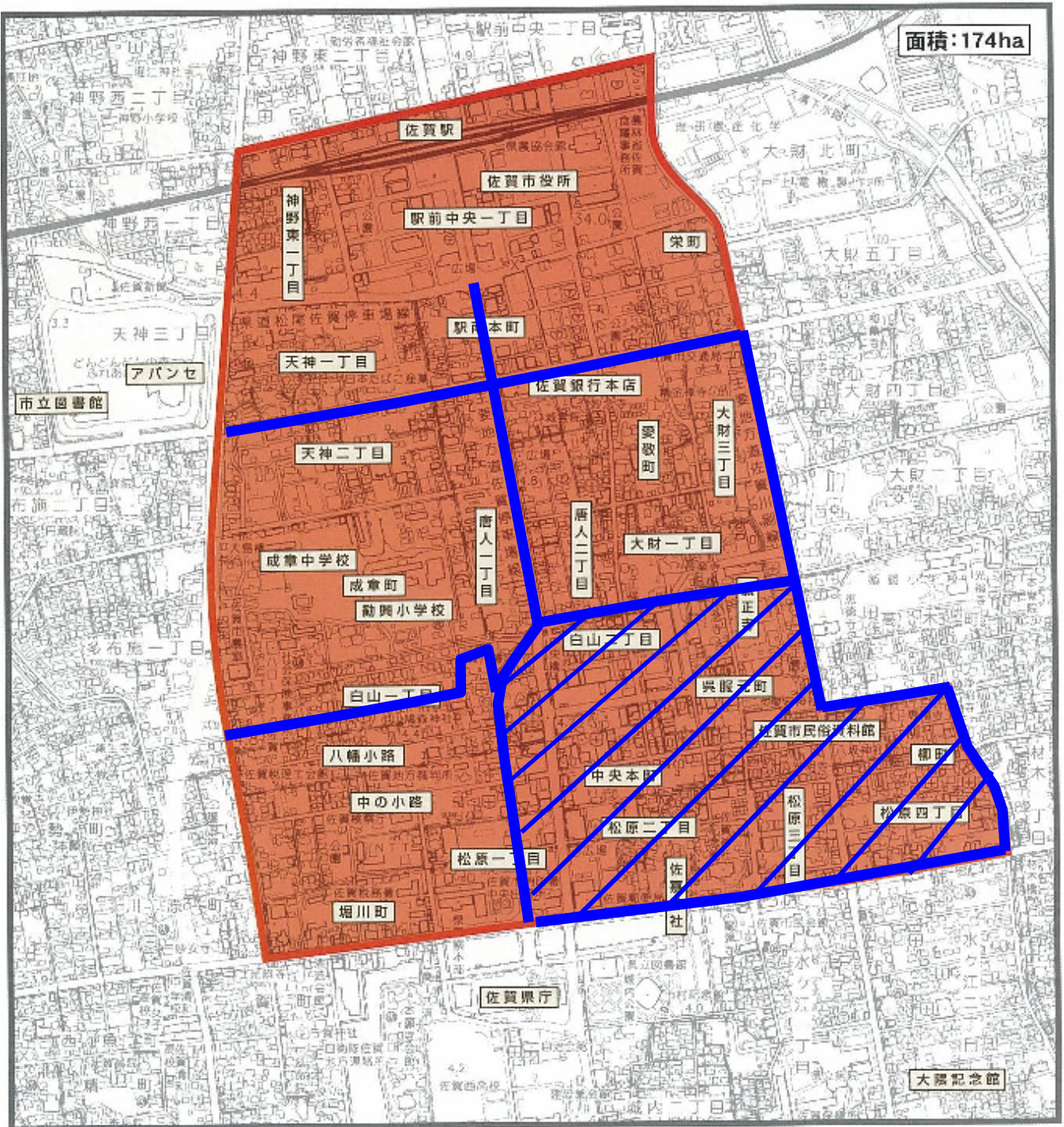
7 スケジュール

- (1) 機構担当者と出店希望者間で事業計画を協議
- (2) 審査会開催（機構理事3名以上が参加）・議決
- (3) 理事長による採択決定
- (4) 採択決定通知
- (5) 規約等確認 機構 ⇔ 出店者
- (6) 営業開始
- (7) 第一回月次報告及び打合わせ
- (8) 助成金の支払い



別図（対象エリア）

【2.佐賀市の中心市街地活性化のエリア】



斜線のエリア及びブルーで表示した道路沿い。

（注）但し、大財通沿い東側、国道264号線沿い南側は除く。